

令和2年度第2回袖ヶ浦市行政改革推進委員会（書面会議）

1 開催日時 令和3年1月12日（火）議案書郵送

2 開催場所 書面会議

3 出席委員

委員	宗政 恒興	委員	加藤 和子
委員	江澤 国夫	委員	小野 景子
委員	中山 朝子	委員	井口 清一郎
委員	名和 正志	委員	安枝 玲司
委員	成松 薫	委員	庄司 光江

4 議 題

（1）会長及び職務代理者の選出について

5 議 事

本会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面会議にて開催した。

審議報告者は10名全委員であり、会議が成立したので、以下のとおり結果を報告する。

【議題1 会長及び職務代理者の選出について】

【全員同意】

会長に成松 薫 委員、職務代理者に江澤 国夫 委員が選出された。

令和2年度第2回行政改革推進委員会

(書面会議)

次 第

1 議 題

- (1) 会長及び職務代理者の選出について【資料1-1～3】

【資料 1 - 1】

議題（１）会長及び職務代理者の選出について

本来であれば、会長は、袖ヶ浦市行政改革推進委員会設置条例第４条第１項の規定により、委員皆様の互選により選出することとなっております。

また、職務代理者は、同条例第４条第３項の規定により、会長の指名する委員を職務代理者とする事となっております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、全委員揃うことが難しい状況であるため、下記のとおり提案いたします。

役 職	氏 名	選出区分等	選出団体等
会長	成松 薫	各種団体等から推薦された者	商工会
職務代理者	江澤 国夫	学識経験者	自治連絡協議会 (元 選出団体等)

【提案理由】

成松委員、江澤委員につきましては、平成２９年２月から行政改革推進委員として、第６次行政改革大綱の取組みの推進、また、第７次行政改革大綱の策定にも携わっていただきました。

内容を熟知され、豊富な知識や経験を有していることから、成松委員を会長に、江澤委員を職務代理者に選出することについて提案いたします。

【資料 1 - 2】

行政改革推進委員会名簿

(任期：令和2年7月1日～令和5年6月30日)

	役 職	氏 名	選出区分等	選出団体等	備 考
1		宗 政 恒 興	学識経験者	自治連絡協議会 (元 選出団体等)	継続
2		江 澤 国 夫	学識経験者	自治連絡協議会 (元 選出団体等)	継続
3		中 山 朝 子	学識経験者	公募 (元 選出団体等)	継続
4		名 和 正 志	各種団体等から 推薦された者	自治連絡協議会	新規
5		成 松 薫	各種団体等から 推薦された者	商工会	継続
6		加 藤 和 子	各種団体等から 推薦された者	母子保健・ 食生活改善 協議会	新規
7		小 野 景 子	各種団体等から 推薦された者	青少年相談員 連絡協議会	新規
8		井 口 清一郎	公募による市民	公募	新規
9		安 枝 玲 司	公募による市民	公募	新規
10		庄 司 光 江	公募による市民	公募	新規

【資料 1 - 3】

袖ヶ浦市行政改革推進委員会設置条例

昭和60年6月24日

条例第15号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、袖ヶ浦市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて袖ヶ浦市の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。

(会長)

第4条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。